

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

監理技術者制度運用マニュアルの改正等について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記マニュアルの改正につきましては、平成 28 年 11 月 4 日付長建協発第 345 号文書にて、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間取りまとめにおいて、

- ①元請監理技術者等と下請の主任技術者について施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要があること
- ②大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨を明確化する必要があること
- ③工場製品について監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要であること
- ④工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要となった期間に当該技術者に他の専任工事への従事を認めることについてその範囲や認める場合の具体的な方法等の検討が必要であること

以上のことが提言され、これらに関して意見募集が行われる旨案内いたしておりました。

今般、提言等を受け、また、これまでの法令改正等を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、各地方整備局及び各都道府県へ通知した旨、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より別添 1 のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、併せて、同省より「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（別添 2）及び「監理技術者制度運用マニュアルにおける下請の主任技術者の職務の工事ごとの明確化について（参考）」（別添 3）について参考送付がございましたことを申し添えます。